

平成30年度
福島町議会定例会
6月会議議案

- 報告第5号 福島町第3期障がい者福祉計画の策定について

福島町

福 島 町

第 3 期 障 が い 者 福 祉 計 画

(平成30年度～34年度)

～『希望するすべての障がい者が

安心して地域で暮らせる社会づくり』～

福 島 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置付け	2
第3	計画の期間及び見直し時期	2

第2章 計画の基本的な考え方

第1	基本理念	3
第2	基本目標	3~4
第3	計画の体系	4

第3章 障がい者福祉計画

第1	啓発と交流の充実	5
第2	福祉サービスの充実	5~6
第3	療育と教育の充実	6~7
第4	雇用の促進と就労支援・社会参加の促進	7
第5	生活環境の整備	8

第4章 計画の推進に向けて

第1	関係機関との連携	8
第2	地域との連携	8

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

福島町では、障害者基本法の考え方にに基づき、「福島町障がい者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の基、障がい者施策を進めてきました。

国の福祉施策に関しては、長年続いていた措置制度に代わり、平成15年度から障がいのある人の主体性を尊重した支援費制度が導入されましたが、精神障がいの方を対象としていなかった等の課題があったことから、制度全般が見直しされ、平成17年11月に「障害者自立支援法」が公布、平成18年4月から施行されました。

その後、平成24年6月に地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策のため「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加しました。また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」を批准しました。更には平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年8月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

福島町第3期障がい者福祉計画は、前期計画を踏襲し、新たに差別を解消するための取組に関する項目を設け、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動ができる社会の構築を目指し、計画期間を平成30年度から平成34年度までとして、策定するものです。

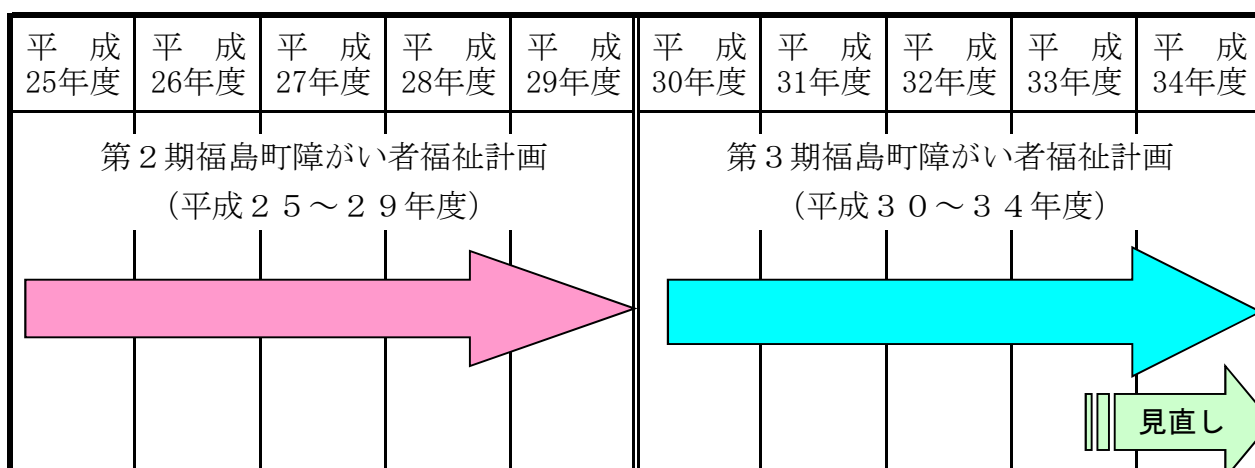
第2 計画の位置付け

「第3期福島町障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後の障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画であります。

なお、まちづくりの指針である「福島町総合計画」、地域福祉の指針である「福島町福祉計画」やその他の関連計画との整合性を図りながら、障がいのある人を総合的に支援するための一体的な推進を図ります。

第3 計画の期間及び見直しの時期

第3期障がい者福祉計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年とします。



第2章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うとともに、障がいのある人もない人も、相互に人権と個性を尊重し、誰もが安心して生活できる共生社会の実現が求められています。

また、福島町地域福祉計画では、「住民一人ひとりのしあわせと町の元気づくり」と定めており、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動できずなを深め、助けられる人の幸せと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を元気にするという福祉のまちづくりを目標としています。

そこで、第3期の本計画の基本理念を

『希望するすべての障がい者が 安心して地域で暮らせる社会の実現』

とします。

第2 基本目標

1 共生社会の理解を深めるために

障がいの有無に関わらず、お互いに支え合っていくことができる共生社会を実現するために、障がいのある人の社会参加が促進され、障がいを理由とした差別や不利益を受けることのないまちづくりを目指します。また、社会福祉協議会、ボランティア団体、行政、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していきます。

2 住み慣れた地域で生活するために

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるよう、生活の場の確保に努めるとともに、個々の障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの充実を図ります。また、身近で気軽に相談が受けられる相談体制の充実を図り、地域全体で障がいのある人とその家族を支援します。

3 個人に応じた教育・療育を進めるために

保護者が子供の保育所や学校などの就園・就学における悩みや進路に関する不安について、適切な時に適切な相談が受けられる体制づくりの充実に努めます。

一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな保育・教育に努めるとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し、障がいの発見から一貫した支援を行える体制づくりに努めます。

4 自分らしく地域で活動するために

障がいのある人がその能力や適性に応じて、個々の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに社会に貢献できるよう、就労の場や職域の拡大を促進します。また、多様な学習機会や社会参加の機会を提供することで、多くの人とふれあい、こころ豊かに過ごせるよう支援します。

5 安全・安心に暮らすために

障がいのある人が安全に安心して生活できるよう、公共的な建物や道路のバリアフリー化に努め、誰もが気軽に外出し、地域で生活できるよう町づくりを進めていきます。

また、防災体制の充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

第3 計画の体系

1 基本理念

**『希望するすべての障がい者が
安心して地域で暮らせる社会の実現』**

2 基本目標

(1) 共生社会の理解を深めるために

- ①啓発活動の推進
- ②交流機会の促進
- ③ボランティア活動の推進
- ④差別を解消するための取組の推進

(2) 住み慣れた地域で生活するために

- ①予防活動
- ②在宅支援活動

(3) 個人に応じた教育・療育を進めるために

- ①乳幼児期の療育支援
- ②学童期における教育・療育の充実

(4) 自分らしく地域で活動するために

- ①雇用の促進と就労支援
- ②社会参加の推進

(5) 安全・安心に暮らすために

- ①福祉のまちづくり推進
- ②防災対策の推進

第3章 障がい者福祉計画

第1 啓発と交流の充実

●現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も同じような生活ができる地域社会を目指し、障がいのある人の個性と人権が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかし、障がいのある人に対する理解は十分であるとはいえない状況となっており、行動の妨げになる施設の構造、情報の収集や発信手段の制限、社会参加の制限などさまざまな課題があります。

町では、これまで関係機関と連携を図りながら、広報啓発をはじめ、障がいのある人や関係団体を支援してきましたが、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、社会的な誤解や偏見を解消するため広報啓発の推進を図り、障がいの有無にかかわらず、思いやりや助け合いの心で支え合い、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを推進していく必要があります。

●施策の方向

(1) 啓発活動の推進

- 町広報ふくしまや社会福祉協議会発行の社協だより等を活用し、福祉への理解と認識を深めていきます。
- 手帳交付時に配布する「障害者福祉サービスのご案内」のパンフレットに、各種団体を掲載し、会員の加入促進を図ります。

(2) 交流機会の促進

- 町及び社会福祉協議会主催等の各種行事への参加を積極的に促すとともに、障がいのある人とない人が相互理解を深める機会の拡充を図ります。

(3) ボランティア活動の推進

- ボランティア活動に関する情報提供を行い、誰もが気軽にボランティア活動に参加・支援を受けられるようボランティア活動の推進を図ります。

(4) 差別を解消するための取組の推進

- 障害者差別解消法について、町広報等で制度の普及・啓発を図るとともに、障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して解決を図ります。

第2 福祉サービスの充実

●現状と課題

障がいの原因となる疾病の要因、発症時期は様々であり、障がいの種類、程度についても個々に異なります。

先天的な障がいの場合には、妊娠期における規則正しい生活習慣の相談や啓発及び健康指導により、障がいの発生率の低下が期待できます。乳幼児期については、障がいの早期発見や障がい状況に応じた早期療育が大切であり、子どもの心身の発達・発展段階に応じた対応が必要です。

また、成人の場合には、健康診査や健康相談等の各種保健事業などに加え、生活習慣病が原因で障がいを持つ人が増加していることから、健康の保持や増進についての普及

・啓発が大切であり、こころの健康に関する相談体制の充実も重要です。

特に近年は社会構造の変化に伴い、ストレス等を原因としたこころの病が問題になるなど、疾病が多様化・複雑化しています。出来るだけ早期に対応することにより、病状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。また、一人ひとりの状況に応じて必要な支援が、総合的かつ継続的に受けられるシステム作りが求められています。

●施策の方向

(1) 予防活動

○ 生活習慣病を予防するため、各種検診の受診勧奨及び事後指導の充実に努め、早期発見・早期治療に努めます。

また、健康相談・健康教育・各種運動教室等の充実に努め、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。

(2) 在宅支援活動

○ 各種福祉サービスの周知や福祉サービス事業者と連携を図りながら、障がいのある人が安心してサービスを利用できる体制の充実に努めます。

第3 療育と教育の充実

1 乳幼児期の療育支援

●現状と課題

障がいのある子どもたちが健やかに成長するためには、障がいの早期発見、障がいの状況に応じた早期療育が大切であり、相談・検診指導など、子どもの心身の発育・発達段階に応じた対応が必要です。そのためには、関係機関と一体となった支援体制の充実に努められています。

●施策の方向

(1) 療育相談の充実

○ 障がい児の療育や指導については、町と児童相談所などが連携を保ちながら、保護者に対する相談・指導の充実に努めます。

(2) 療育機能の充実

○ 妊婦から出産後の保健指導及び健康診査を体系的に行い、妊産婦の健康維持に努めます。

○ 0歳児から障がいの早期発見・早期治療を行うため、新生児の健康管理の充実に努めるとともに、相談・判定・検査・指導等総合的な療育体制の充実に努めます。

2 学童期における療育・教育の充実

●現状と課題

障がいのある子どもが、その持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・教育部門、学校、医療機関などが連携し障がいの発見から一貫した支援が行える体制づくりが必要です。

●施策の方向

- 障がい児の就学前教育については、保健・福祉・教育が連携して、個々の障がいのケースをよく理解し、その推進に努めてまいります。
- 個々の障がい児の教育ニーズに対応し、最も適切な指導が受けられるよう、教育委員会・保健所、児童相談所など関係機関との連携を図り、障がい児教育の支援体制の充実を図ります。

第4 雇用の促進と就労支援・社会参加の促進

1 雇用の促進と就労支援

●現状と課題

障がいのある人の就労は、地域での自立生活を営むうえでの基本であるとともに、社会参加や生きがいにつながるため重要です。障がいの状況に適した職業能力の開発や職場適応のための訓練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着まで、一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

障がいに応じた多様な就労形態と、障がいのある人の雇用に対する企業等の理解を深め、少しずつでも受け入れ体制を整えていく必要があります。

●施策の方向

- 国及び北海道や労働関係機関と連携して、障がいのある人の雇用と理解について広報・啓発していきます。
- 関係機関等と連携を図りながら、就労の促進、就労の場の確保に努めます。

2 社会参加の促進

●現状と課題

障がいのある人が地域で生活していくためには、芸術や文化、スポーツ活動などの社会参加を積極的に進めていき、参加しやすい環境づくりを行うことが必要です。こうした活動は自分らしい暮らしを営むうえで重要であるとともに、参加を通じて、障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。

●施策の方向

- ふれあいスポーツ大会などの各種大会に参加し、障がい者スポーツの普及と社会参加の促進を行います。
- レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。

第5 生活環境の整備

●現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で、自立しながら安心して生活していくためには、公共的な建物や道路などの生活環境面でのバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図らなければなりません。

また、東日本大震災を契機に、防災に対する関心が高まり、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

●施策の方向

- 多くの町民が利用する公共的な建物について、福祉的配慮を推進していきます。
- 町内会や民生委員等関係機関と、日頃から災害時における自力避難が困難な災害時要援護者に対する、日常的な見守りや災害時における支援体制の充実を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

第1 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度改正が重要となるため、国や道からの情報収集に努めながら、制度改正の趣旨を踏まえた取り組みを進めます。

また近隣町・関係機関等の連携を図りながら、サービスの確保と充実に努めます。

第2 地域との連携

障がいのある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ障害福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、民間企業、医療機関等、様々な機関との連携・協働を図ります。